［事案 2023-148］新契約無効請求

・令和 6 年 3 月 18 日　裁定終了

※本事案の申立人は、［事案 2023-147］の申立人の配偶者である。

＜事案の概要＞

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 29 年 8 月に契約し、令和 4 年 12 月に解約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

(1)妻より保険の話を聞き、今入らないと入れなくなり、5 年ごとに年金が貰える保険だと思っていた。

(2)4 月の終わりに契約したが、実際には 8 月に生年月日を確認し、数週間前に取引日確認したことになっていた。

(3)契約はサインをしただけで募集人と会っておらず、説明も全く聞いていない。それなのに何回も会ったことになっている。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)意向確認書の「保険商品に対する意向」をみると、申立人は資産形成ではなく保障性の商品の意向を有していたと考えられる。

(2)意向確認書の「基本契約・特約ごとの保障内容（支払事由など）は、ご提案の内容でよろしいですか」という確認事項に「はい」とチェックして署名していることから、申立人は本契約の内容を確認したと考えられる。

(3)本契約の申込手続は、携帯端末によるペーパーレスで行っており、申立人が募集人と会わずに申込手続を行うことはできない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人の妻に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。